



後期高齢者医療制度

75歳以上の人の医療保険が変わります

老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、法改正が行われました。75歳(一定の障がいがある人は65歳)以上の高齢者を対象として、現在の老人保健制度に代わる新しい「後期高齢者医療制度」が4月からスタートします。

被保険者となる人は

ここがポイント

- すべての75歳以上の人が加入(老人保健と同じ)
- 新しい保険証は一人に1枚ずつ

対象となるのは、①75歳以上の

人②65歳以上75歳未満で寝たきりなどの一定の障がいがあり、各都道府県単位で運営する後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人です。これは、現行の老人保健制度による老人医療受給者と変わりません。

これまで国民健康保険に加入していた人や被用者保険(健康保険組合・政府管掌健康保険・共済組合など)の被保険者・被扶養者も後期高齢者医療制度の被保険者となります。

被保険者(平成20年4月に75歳になる人を含む)には「後期高齢者医療保険証」を3月下旬に送付する予定です。

受けられる給付は

医療機関にかかるときは、保険証をお持ちください。窓口での負担は、老人保健制度と同様にかかった医療費の1割(所得の額が一定額

ここがポイント

- 窓口負担は老人保健と同様に1割(現役並みの所得がある人は3割)
- ほかの給付も老人保健と同じ
- 医療費と介護利用料の合計が限度額を超えたときに支給される「高額介護合算療養費」を新設

以上の人は3割です。1年間に支払った医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料を合算して限度額を超えると「高額介護合算療養費」が支給されます。

また、入院したときの食事代やコルセットなどの補装具を作ったとき、訪問看護サービスを受けたときには老人保健制度と同様の給付が受けられます。

◎給付の種類 療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費

保険料の負担

ここがポイント

- 保険料は加入者個人単位で
- 原則年金から天引き
- 所得の少ない人と被用者保険加入者に扶養されていた人には軽減措置あり

後期高齢者医療制度の被保険者

▶▶ 計算方法(年額)

保険料額 = 被保険者均等割額 + 所得割額

(限度額50万円) (37,400円)

【(総所得金額などー基礎控除額33万円)の7.12%】

総所得金額などは、「年金収入ー公的年金等控除」、「給与収入ー給与所得控除」、「事業収入ー必要経費」などで各種所得控除前の金額。退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式などの譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額などに含まれます

には、加入者個人単位で保険料を負担していただきます。年額18万円以上の年金を受給している人は、年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。年金が年額18万円未満の人と、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分を超えている人は、天引きはされませんが、市から送られる納付書または口座

振替により納めていただきます。

◎計算方法 Ⅱ 保険料額は、均等割額(被保険者全員が均等に負担する部分)と所得割額(所得に応じて負担する部分)の合計額になります。保険料額の限度額は50万円です

◎減額措置
・所得の少ない人：均等割額が所得に応じてそれぞれ7割、5割、2割減額されます

・被用者保険(健康保険組合・政府管掌健康保険・共済組合など)の被扶養者だった人：加入から2年間、均等割額が5割減額されます。平成20年度については、4月から9月までの6か月間は保険料が徴収されず、10月から平成21年3月までの6か月分は均等割額が9割減額されます

◎滞納すると Ⅱ 保険料を滞納している被保険者には有効期限の短い保険証を交付することがあります。また、特別な事情がないにもかかわらず、納期限から1年以上滞納している被保険者には保険証を返していただき、代わりに「資格証明書」を交付することもあります。資格証明書を使用的医療機関で受診すると、医療費はいったん全額自己負担し

なければなりません

制度の仕組み

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村で構成する「千葉県後期高齢者医療広域連合」と各市町村が連携して運営します。

広域連合は被保険者の資格管理や保険料の決定、給付に関する決定などの事務を、市町村は保険証の引き渡しや保険料の徴収、申請・届け出などの受け付けを行います。運営のための財源は、国・県・市町村の公費(約5割)、後期高齢者支援助金(75歳未満の人が負担する保険料)(約4割)、後期高齢者の保険料(1割)で賄われます。

これまで、高齢者の間でも加入する保険制度によって保険料を負担する人と負担しない人がおり、また、市町村によって保険料にも高低がありました。

新しい制度では、高齢者の医療費を安定的に支えるため、財政運営の責任主体を明確にし、高齢者と現役世代が負担能力に応じて公平に保険料を負担することになります。

※くわしくは千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎043-122-310075 または市保険年金課 ☎20-1547へ。

保険料のモデルケース

たとえば 被保険者単身世帯なら

年金収入	2,080,000円
均等割額	37,400円
所得割額	39,160円
年間保険料	76,500円

年金収入	1,930,000円
《2割軽減》	
均等割額	29,920円
所得割額	28,480円
年間保険料	58,400円

年金収入	790,000円
《7割軽減》	
均等割額	11,220円
所得割額	0円
年間保険料	11,200円

夫婦ともに被保険者世帯なら

夫：年金収入 2,500,000円	夫の保険料額	妻の保険料額
妻：年金収入 2,000,000円	均等割額 37,400円	均等割額 37,400円
	所得割額 69,064円	所得割額 33,464円
	年間保険料 106,400円	年間保険料 70,800円

夫：年金収入 1,670,000円	夫の保険料額	妻の保険料額
+ 不動産所得 200,000円	均等割額 18,700円	均等割額 18,700円
妻：年金収入 1,000,000円	所得割額 24,208円	所得割額 0円
《5割軽減》	年間保険料 42,900円	年間保険料 18,700円

被保険者夫婦と子ども夫婦同居なら

夫：年金収入 1,670,000円	夫の保険料額	妻の保険料額
妻：年金収入 1,000,000円	均等割額 37,400円	均等割額 37,400円
子(世帯主)：営業所得 1,000,000円	所得割額 9,968円	所得割額 0円
子の妻：所得 0円	年間保険料 47,300円	年間保険料 37,400円
被保険者と世帯主の所得で軽減を判定します		

夫：年金収入 1,670,000円	夫の保険料額	妻の保険料額
妻：年金収入 1,000,000円	均等割額 11,220円	均等割額 11,220円
子(世帯主)：所得 0円	所得割額 9,968円	所得割額 0円
子の妻：所得 1,000,000円	年間保険料 21,100円	年間保険料 11,200円
被保険者と世帯主の所得で軽減を判定します		
《7割軽減》		

千葉県後期高齢者医療広域連合の試算による

※100円未満の保険料は切り捨て